

各
 都 道 府 県
 指 定 都 市
 中 核 市
 児 童 相 談 所 設 置 市
 児童福祉主管部局（課） 御中

こども家庭庁成育局保育政策課
 文部科学省初等中等教育局幼児教育課

こども性暴力防止法の施行等に伴う保育所等の監査調書及び自己点検票の見直しについて（周知）

平素より、児童福祉行政の推進に格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の17第1項及び第46条第1項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第19条に基づく保育所、家庭的保育事業等及び幼保連携型認定こども園等の監査については、関連法令等に基づき、標準的な監査調書及び自己点検票をお示ししているところです。

今般、本年12月25日に学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）の施行されることに伴い、同法の規定により保育所等の設置者が講ずるべき措置の一部については、所轄庁（各業法において、各事業・施設の適正な運営の確保について責任を有する公的機関をいう。）が監督を行う必要があることから、同法の確認に係る標準的な指導監査項目を設定し、別添のとおり監査調書及び自己点検票を改正することとしました。あわせて、誤記の訂正等の所要の見直しを行っております。

都道府県におかれましては、管内の市区町村（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除く。）に周知いただきますようお願いいたします。

【添付資料】 ※改正箇所は様式中に赤字で追記

- （別添1）保育所関連_監査調書（標準様式）
- （別添2）保育所関連_自己点検票（標準様式）
- （別添3）幼保連携型認定こども園関連_監査調書（標準様式）
- （別添4）幼保連携型認定こども園関連_自己点検票（標準様式）
- （別添5）家庭的保育事業等関連_監査調書（標準様式）
- （別添6）家庭的保育事業等関連_自己点検票（標準様式）
- （別添7）特定教育・保育施設等関連_自己点検票（標準様式）
- （別添8）特定子ども・子育て支援施設等関連_自己点検票（標準様式）
- （別添9）業務管理体制検査関連_自己点検票（標準様式）

【改正後全文】

こども家庭庁ホームページ（<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/kansa>）に掲載

（問合せ先）

こども家庭庁成育局保育政策課

Mail : hoikuseisaku.hourei1@cfa.go.jp